明治四十一年三月二十日　京城新報　(金曜日)　第一百六號　(一)

京城新報

陰曆 二月十八日
發行兼編輯人 印刷人 山下
京城西署西小門通 發行所 京城新報社 電話六六三番

東洋拓殖會社の設立に就て（一）

盛岡高等農林學校教授　伊藤清藏氏談

自分は一昨年の夏に西園寺八郎君と韓國漫遊を試みた、當時は韓國の諸制度未だ完全なる形式を具へない時であつて、一方に日本人の車夫が朝鮮人を突飛ばして進んで行くやうな狀態もあり、恰も戰勝國民が戰敗國民を勝手に取扱ふといふ如き狀態を示して居ると共に、他方には農工銀行の如きものを設けて極力韓國民を保護せんとするが如き外見を示して居つた、是はちよつと見た外見上の話であるけれども、私かに統監府の或は韓國政府のやつて居ることをも見るのに、丁度此外見と同じやうに、內部に於ては或は衝突して居るやうなことがありはせぬかと考へたことがあつた、其中で最も心配に思ひましたのは、所謂日本の無賴漢が多く韓國に渡つて上流の士が韓國の爲めに盡さんとして居る其眞情を誤解せしむるに至るものでなからうかと思ふた、韓國に於ける日本人の特色は何であるかといふのに一方には日本に於てゞも稀に見る如き或は殆ど見ることが出來ない精萃なる人物を選んで並に韓國の事業に從はしむると共に、他方に於ても日本に於て亦見ることが出來ない劣惡なる人を多く入れて、さうして韓國の實際の事業に從事せしめたる如き狀況を呈した、然るに韓國の一般人民に於ては此初の種類の良い方の日本人に接觸するの機會は甚だ稀であつて、彼の惡い方の人に接觸するの機會が常に存在して居るからして、恰も日本人は壓制者の一つの團体であるかの如く考へる者も認めた、此點からして自分は考へるのに、日本の利益を韓國に得、又韓國を開拓して日本文明と同化せしむる如きことを目的とするときは、此實際に事に當る人をも善良なる日本人を多く送つて、日本人の韓國人間に於ける信用と其地位を維持せしめなければならぬと感じた、又韓國の側面から見て考へるのに其國民には深き原因は自分は知らないけれども、現在の狀態に於て自ら國を改良して行く活力に缺乏して居るといふことを感じた、新渡戶博士が其著の隨想錄に於て「枯死國朝鮮」といふ題を揭げて微分的に其狀態を能く寫して居りますが、私は矢張り水原の孤城からして其町を見た時に同樣の感じを禁ずることが出來なかつた、其最も好い例は鴨綠江の兩岸にあるのであらうと思ふ、讀者の知る如く鴨綠江を以て滿洲と朝鮮は境せられて居る、其左岸及び右岸は氣候に於て地味に於て、又天然の經濟界に與ふる所の便宜に於て少しも異なる所がない、唯異なる所は其古岸に山東の移住民が住して居つて、左岸は韓國人の住んで居るといふ丈けに止まる、然るに其經濟上の狀態に至つては右岸は商業非常に繁盛し、國民は生氣に富んで其顏色を見ると活き〳〵として居る、建築物も多く永久的煉瓦を用ゐて、其規模が寧ろ我日本にも優つて居るやうに宏壯なるものを造つて居る、之に反して左岸の方は國民の顏色が既に憔悴して居る往來を步いて居る、人民も優柔不斷の狀態を呈して居る、商業は殆ど之を見ることが出來ない建築物の如きに至つては殊に粗造なるものであつて、建築の形式から云ふならば矢張り石及び土を以て之を造つて木造のものと其性質を異にして、幾らでも之を高くに造るものであるのに拘らず、自分が曾て世界を漫遊して居つた時に見た何れの國の建築物よりも最下等のものを建つて居る、此の如きものは殆ど其中に見ることが出來ない、其此の如き狀態になつたのは何であるかといふのに、一に國民性の差に之を歸せなければならぬ。

國有森林部分林規則（續）

第十五條　造林者は左に記載する產物を採取する權利を有す
一、下草、落葉及落枝
二、樹實及菌蕈の類
三、喬林植樹後伐期四分の一以內の年數に於て手入の爲め伐採する樹木及枝條

第十六條　造林者伐期に達したる部分林を伐採せんとするときは第八號樣式の願書を農商工部大臣に差出し許可を受くべし

第十七條　造林者第十五條に依り產物の採收を爲さんとするときは同條第二號及第三號の物件に在りては其旨農商工部大臣に屆出で第三號の物件に在りては農商工部大臣の許可を受くべし

第十八條　部分林の收益は其樹木の賣拂代金を以て分收す國に於て伐期及樹木を保存する必要あるときは材積を以て分收することを得此場合にありては造林者立會の上其分收すべき樹木を指定すべし

第十九條　前條第一項の場合に於て樹木の賣拂は農商工部大臣之を行ふ造林者は國の收益部分に對する代金を上納して特賣を受くることを得

第二十條　第十八條第二項の場合に於ては造林者は農商工部大臣の指定したる期間內に其の分收樹木の搬出を終るべし
前條の搬出期間は三年を超ゆることを得ず但し農商工部大臣は止むを得ざる事由ありと認むるときは一年を超ゑざる範圍內に於て搬出期間を仲長することを得搬出期間內に搬出を終らざる樹木は國の所有に歸す

第二十一條　部分林に損害を加へたる第三者より賠償として得たる金額は分收部合によりて之を分收す

第二十二條　天災其他避く可からざる事變に依り部分林設定の許可無效となりたる場合に於ては現存の樹木は分收部合に依り之を分收す
造林者止むを得ざる事由に依り部分林設定の廢止を願出で農商工部大臣之を許可したる場合亦前項に同じ

第二十三條　造林者は部分林を讓渡し抵當に供し又は他人に貸付し若しくは使用せしめんとするときは第九號樣式の願書を農商工部大臣に差出し許可を受くべし

第二十四條　造林者の權利は相續することを得
相續により造林者の權利を得取したるものは相續者たるの證明書を添へ農商工部大臣に屆出づべし

第二十五條　農商工部大臣は左の場合に於ては部分林設定の許可を取り消すことを得
一、詐僞又は錯誤によりて許可を與へたることを發見したるとき
二、植樹期間の始期より一ヶ年以內に事業に着手せざるとき又は着手後相當の事由なくして豫定の進行を爲さゞるとき
三、植樹を終りたるも後五年を過ぐるも成林の見込なきとき
四、第四條、第十六條、第十七條の規定に違背したるとき又は第十二條の義務を履行せざるとき
五、造林者其部分林に關し罪を犯したるとき

第二十六條　部分林設定の許可を取消したるときは設定の日に遡り地代を徵收し現存の樹木は國の所有とす但し許可取消の原因が造林者の責に歸すべからざるときは第二十二條の例に依る
前項の規定は第十四條の耕作地にも之を適用す

第二十七條　國有森林山野部分林臺帖及圖面の謄本又は抄本の下付を受けんとするものは一通に付金十錢の割合を以て收入印紙を貼付し農商工部大臣に願書を差出すべし

第二十八條　部分林を他の目的に使用し又は第二十三條の規定に違背したるときは農商工部大臣は造林者を五十圓以下の過料に處することを得

第二十九條　第十一條及第十三條の規定に違背したるとき又は第二十四條第二項の規定に違背したるときは農商工部大臣は造林者又は相續者を十圓以下の過料に處することを得

附　則

第三十條　森林法第二十條に依り植樹許可の認證を受けんとするものは第一號乃至第三號樣式に準し願書を農商工部大臣に差出すべし
農商工部大臣は前項の願書を受理し適當と認むるときは第四號樣式に準し認證をなすべし

第三十一條　本令は發布の日より之を施行す
（樣式は之を略す）

韓南滊船輸送計畫

山口縣下關家畜定市場取締役木村傳氏外二名發起となり釜山より福浦間の生牛滊船輸送を開始する筈にて近く其の事務所を釜山に[illegible]近に設け[illegible]抗をなすべく今ま

明治四十年中鴨綠江檢疫所を經て輸入せし生牛は一萬三千餘頭に上れるが凡て牛畜衛生に何等の設備なき帆船に委するため航海日數を要するのみならず牛畜の營養を妨げ甚しく体質を惡らす去れば之れを汽船輸送と比較して其利害を示せば一箇年壹萬頭輸入と假定」

帆船運賃壹頭三圓宛　壹個年三萬圓
汽船運賃壹頭五圓五十錢　壹個年五萬五千圓
帆船航海中飼料平均拾日とし壹頭壹日飼藁五把　價七千五百圓
汽船航海日數壹日弱にて壹頭飼養藁三把宛として三萬把價格四百五十圓
帆船與船賃一頭十五錢宛にて一千五百圓
汽船は之れを要せず

其他牛畜の疫病及び衰弱より生ずる損害を積算して帆汽船の利害得失を擧ぐれば帆船は合計八萬三千二百五十圓の經費及び損害を有するに反して汽船は五萬五千四百五十圓にして差引二萬七千八百圓の利益を得取し牛一頭に對して汽船は二圓七十八錢の損失ありと云ふ

二月中京城物價（續）

（京城日本人商業會議所調）

品名	單位		
日本製桐油（二斗入）	箱	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇
同コールタン（同）	同	三、〇〇〇	三、〇〇〇
同胡粉（十貫目）	俵	二、六〇〇	二、六〇〇
舶來パテ入（上等）十四ポイン	玉	一、一二〇	一、一〇〇
和製パテ（並）	同	、八五〇	、八五〇
△煙草之部			
オールド（卅箇入）	個	四二、七〇〇	四二、七〇〇
ヒーロー（同）	同	四〇、五〇〇	四〇、五〇〇
ハーロー（同）	同	二九、七〇〇	二九、七〇〇
ドラム（同）	同	二三、九〇〇	二三、九〇〇
スター（同）	同	四四、五〇〇	四四、五〇〇
チェリー（同）	同	三九、五〇〇	三九、五〇〇
△其他之部			
石油　松票	箱	三、五六〇	三、五六〇
同　勝利票	同	三、三〇〇	三、三〇〇
同　鐺票	函	三、一五〇	三、一五〇
牛皮　五六斤廻	百斤	三六、〇〇〇	三六、〇〇〇
同　十斤廻	同	三三、〇〇〇	三四、〇〇〇
同　十五斤廻	同	二六、〇〇〇	三〇、〇〇〇
牛骨	同	一、七〇〇	一、八〇〇
燐寸　猿人印	同	三、〇〇〇	三、五〇〇
石炭　日本塊炭（上等）	噸	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇
同　（一等）	同	一四、〇〇〇	一四、五〇〇
同	同	一七、〇〇〇	一八、〇〇〇
無煙塊炭	同	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇
同粉炭	同	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇
セメント　清野	樽	六、八〇〇	六、八〇〇
同　香港	同	六、七〇〇	六、七〇〇
同　小野田	同	六、六五〇	六、六〇〇
板硝子	箱	八、〇〇〇	八、一〇〇
木炭　上	貫	、一〇〇	、一〇〇
同　並	同	、一五〇	、一五〇
薪　上	同	、〇八五	、〇八五
同　並	同	、〇七〇	、〇七〇

討伐隊逸話（二）

左は今般渡韓せる高橋侍從武官に對し步兵第四十七聯隊より呈出したる同聯隊討伐行動間の逸話なり

近藤隊の火賊討伐（下）

斯て後晝食せはやと登領南方一軒屋に至り食物を準備せしめつゝありし時酒肴を背に負ひたる一韓人急ぎ來りければ怪しと見て訊問せしに答ふるやう過る日火賊に金五百圓を渡さんと約せしに唯今漸く金百二十圓を火賊の一人に與へしも全部の金員調はず先生柳哲世の怒に觸れんかと酒肴を齎らし古道里山中に赴く途中貴公等を賊群と思ひ來れるなりと時に登領の村長も來り會し共に柳哲世の討伐隊の手に殪れたるを告げしかば彼は大に喜び今や討伐隊に供して彼民の金員も賊に奪はれずして止にしものを生擒せし賊徒朴斐同を訊問せしも彼は遂に實を告げず已むなく彼を欺き諭して汝若し知れる賊徒の姓名を告げ尙我等を導きて賊を捕へ得せしめば汝の生命を助け與ふべしと云ひけるに初めは易くは信ぜざりしも後に漸く之を諾し火賊の同類二十餘名の住所姓名を自白せり玆に於て討伐隊は十二月十二日夕刻より朴斐同を先導とし先づ長川といふ村に至り深夜時を同くして賊徒申敬七及び李在寶の兩家に忍び入り暗中に格鬪して之を捕へ訊問せしに果して朴斐同の述べし如く火賊なりけりかくの如く變裝隊は韓人食の臭ひはげしきも厭はずけがれたる土間に假寢の夢も結びあへず幾夜のわかちなく討伐に從事すること九日間捕へたる賊徒二十二名、銃器六挺、刀一振、火藥、彈丸、其他雜品を鹵獲して十二月十七日午後五時恙なくも尙州に歸着せり五名の健兒笑みを含み志氣ます〳〵旺なりき其身につけし白き衣はいつしかけがれて黑く染みしも赤き心はいよいよ赤く輝きて其功の沿道良民の喜びと共に長へに傳らるゝこそめでたけれ

子は父の爲めに死せず

（不孝なる賊徒朴斐同）

十二月十二日賊徒朴斐同の家宅搜索をなしたるに彼の謎るやう吾かく惡事を働くに至りしは全く父の敎へたるものなり責は誠に父にありと因りて其父朴珙煥を捕へ訊問せしに果して彼は幼き時より火賊の群に投じ今既に老いたるも尙若輩を使嗾して惡事をなす者なりき父子共に憎みてもなほ餘りあるものなりされど人の子、己が罪を免れんとして其父を賣る子は親の爲めに死するといふに父は子の訓育を誤り子は孝養の道を知らず人倫の頽廢玆に至りて極まれりといふべし

親の心

十二月十二日賊徒朴斐同を嚮導とし沙村の賊李順哲を捕へんと其宅に到りしに老父母あるのみにして其子は數日前金泉方面に去り未だ歸り來らずと告げしかば村長に命じ直ちに村內の男子を悉く田圃の中に集めて一々其姓名を聞きしかど李順哲なるものあらねば嚮導たる朴斐同をして檢分せしめしにこはいかに討伐隊長ど二三步を隔てゝ立てる見るから美しき廿七歲の若者ぞ此賊にてありける人は誠に見かけに依らぬもの直ちに捕へて問ひたゞせば常に火賊を働く惡漢にて其贓品數點までも持ち居たり因りて村民に向ひ一場の訓示を與へ其面前にて此賊を銃殺せしに燒野の雉子夜の鶴彼の父母交々來りて嚮導たりし朴斐同を毆打せんとし制止すれども聞かず恨は深し汝若し告げざれば我子は殺されざりしものをとて狂氣の如く衆は人目も憚らず死體に取り縋り泣きわめくさま親の子を思ふ情かくやと思はれたり

附記　討伐隊長近藤特務曹長は高橋侍從武官の尙州巡視の際陛下に上奏する爲め面謁を得たしとの故を以て側近く引見せられ種々の物語をなし且つ杯を受くるの榮を得たり

小説　綠のみだれ（九十九）

永井櫻園

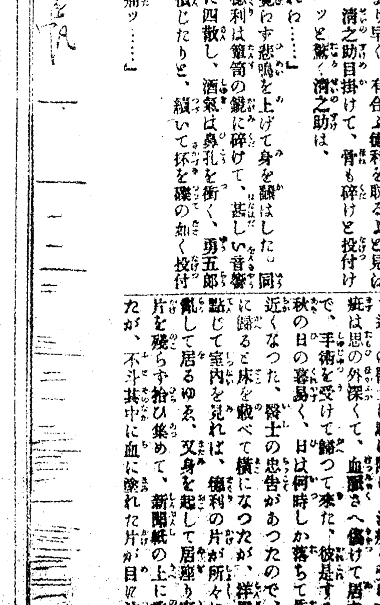
「なに、慾に目が眩むだ酷い親だ、迂奴能くも那樣事吐しやがつた、を……ぞうするか其處動くな……」

云ふより早く、有合ふ德利を取るよと見ねしが、濟之助目掛けて、骨も碎けと投付けた。ハッと驚く濟之助は、

「あれ〳〵……」

と、覺えず悲鳴を上げて身を躱はした。同時に德利は鏡臺の鏡に碎けて、甚しい音響と共に四散し、酒氣は鼻孔を衝く、勇五郎は仕損じたりと、續いて杯を礫の如く投付けた。

「あ痛ッ……」



聲諸共に、濟之助は二の腕の痛を押へたまゝヒラリと土間に飛下りて、表格子も荒々しく、跣足のまゝに戶外に出る。勇五郎は怒る眼に朱を注ぎ。

「迂奴、何處に失せ居る」

續いて驅け出さんとしたが。

「あ痛ッ」

と、そのまゝドタリと座敷に打倒れた。見れば足の裏に將碁の駒ほどの德利の片が突立つて居る。有繫の勇五郎もこれには膽を潰して、酒の醉さへ何處へやら、顏蹙めつゝ、ウンと一思に拔き取れば、鮮血湧くが如く流れ出る、創口を緊乎と押へ、豫て準備の創藥を附けて、手拭で緊と括り、

「わゝ忌々しい女だ、ど、どうするか見てくされ」

云ひつゝ、又も追蒐けて出やうとしたが、血は忽ち手拭一ぱいに滲み、溢れて疊に滴たる、疵は動脈に應へるまでヅキ〳〵と痛せゝ舌打しつゝ座に着いた。

濟之助は、かゝる災難は夢にも知らず、さに胸轟かしつゝ何方へか姿は見ねずなつた。

勇五郎は沸返るほどの腹立しさを、じつと忍んで、疵口を石炭酸代りに石油で洗ひ、繃帶代りの手拭を取替などして、暫くは我慢爲て見たけれど、劍々痛が烈しくなる、終に竹杖を取出して其に縋り、漸く外へ出て俥を雇ひ、留守を隣家に賴み置いて近くの醫士に駈け附け、治療を受けた疵は思の外深くて、血脈さへ傷けて居たので、手術を受けて歸つて來た、彼是する秋の日の暮易く、日は何時しか落ちて昏近くなつた、醫士の忠告があつたので、歸ると床を敷べて橫になつたが、洋燈に點じて室內を見れば、德利の片が所々に亂して居るゆゑ、又身を起して居躄り寄つて、片を殘らず拾ひ集めて、新聞紙の上に乘せたが、不圖其中に血に塗れた片が目に注いたので、取上げて見れば自分の足を傷けた其片であつたから、忌々しげに尖つた角を打眺めて、やがてまた投げ出して、そして再び床に寄らうとすると、室の隅に先刻其ましげた枚が碎けも爲ず轉つて居る、其まゝして床に就いたが、なか〳〵に痛むばかりか熱さへ出る樣子なので、心配しつゝ枕に就いて左や右と、濟之助が身の上を思ひ凝らすのであつた。

が、酒の醉も覺め、氣も靜まるに連れて、熟々と考へれば、子まで孕んだものを、や右と怒つたのは自分が惡かつて、最早うなつた上は善後策を施すより外に手段は無いと、心注くと共に、先刻痛いと云つたが、何處か傷は附かなかつたか知ら、今頃寄席の方を休むやうな事は無いか知ら、種々に心を惱まし始めたが、步行の自由利かねば、濟之助の居所さへ知れぬので如何とも爲し得ぬのであつた。

▲東洋拓殖會社の方針

東洋拓殖會社の韓國に於ける事業の順序は最初一年間は諸般の準備に從事し漸次に日本人の移住を圖り日本よりの移住者は可成壯年の夫婦者を取り一人に就き三町步の田畑を貸與し年賦償還の方法を以て買ひ執らしむるにあり（十九日東京發）

（京城新報）

地方日人官吏の暗鬪

人間官吏となる赤墮落と歌ひたる洒落の氣品今何處にある、今や吏風墮落して洒度すべからざるに至り、世は俗吏の腸として臭頸を蔽ふて汚穢を形容す、眞に度し難きは俗吏なり

▲中央に於ける日人官吏の暗鬪は地方にまで波及せり、地方に於ける日人官吏の爭鬪は今や暗鬪にあらずして公々然と爭ひ、韓人の冷嘲笑罵する所となる、裁判官と行政官、軍隊と警察官、財務官と書記官、書記官と警務等互に反目嫉視して兩々相下らず、從て衝突常に斷へず、其情況は余輩の手に達したる報道のみにても既に數通に達し、實際之を目擊したるものより之を聞くに於ては更に甚しきものあるなり

▲斯る狀態は日人官吏相互の問題にあらず、斯かる狀態を以て韓國の指導啓發をなさんとは木に緣りて魚を求むるよりも難し、今にして矯正せずんば弊害の及ぶ所圖るべからざるものあらむ、指導すべき韓人より冷評嘲罵を受く、之れ豈日本帝國の威信を傷くにあらずや、統監府當局は宜しく之を矯正して其面目を革むべきなり

漢城便り

放浪子

▲彼岸の來ると共に漢城の風色も何さなく長閑になり、人間の情緒も恍然として慵く、適意の書籍を讀みつゝ午睡を貪る好時季に候

▲尾角振はぬ統監政治も、此頃は尙更に不振の樣に見受けられ申候、俸給を頂く御役人迄午睡を貪る譯には無之候はんが、統監府の點より推測すれば毎日の御出勤何を成されるにや有之候

▲聞く處に依れば總ての重要問題は伊藤統監歸任の上として、簡易の事のみ決定する由、多士濟々の統監府としての事に候得共、殊に古稀の統監を首にして待つが如き仕打に無之候、明日ありと思ふ心は仇櫻で、統監の老体殊に病氣などの事あれば何更に候

▲統監不在中施設されたるものは、日人官吏の改正、標準時間の改正、停車場驛名改正、韓國本位の發揮等が重なるものに候、就中韓國本位の發揮は著しく候、統監歸任の上は御賞讃に相成ること存候

▲韓國大臣連の吞氣には驚入申候、國家の大事を外にして遊覽の渡日をなすものもあり、故郷に錦を飾るもの、丸で內閣は空虛に候、獨り趙重應君丈は光岡夫人によりて權を握り居り候、見渡す限り徹頭徹尾ヨボ主義を本位とするならば、自己本位非愛國的にならねばと云ふ次第に御座候

▲伊藤公の韓本位は右樣の意味には無之一意專念韓國の爲に盡せ、日本の事などは顧みるに及ばずとの事に候、末葉は之を履き違へてヨボ本位とはヨボの樣になることゝ思ひ、ヨボ風に靡かせられる次第に候、履違いとは申せ忠實なる點は乾度恩賞有之候事と存候

▲斯くヨボ本位に致せば韓人共が喜び日本の好意を知るべしと思ふのが抑も愚の骨頂に候、韓人共はベロリ舌を出して嗤笑致し居候、伊藤統監與し易しと侮り居候、御大將にして輕侮せらる、其以下に對する行爲知るべきのみに候

（東京電報）

▲辰丸の損害調査

辰丸抑留に關する損害は昨日より上野領事廣東總督と會見して調査中なり（十八日發）

▲拓殖會社案提出

政府は今日東洋拓殖會社法案を衆議院に提出せり此の法案によれば同會社の資本金は一千萬圓にして債券發行額は拂込額の十倍迄之れを許可し政府の保證額は二千萬圓とし發起人は日韓兩國人より政府にて任命する事となり居れり（以上十八日午後發）

（各地電報）

▲新豊里の賊全滅

新豊里に駐屯せる梨村中佐は十七日賊魁東道善大陽旭及び其の部下二百を集め悉皆武器を押收せり東善道は抑留し大陽旭は抵抗せし爲め斬殺せり其の他異狀なし（十九日午前九時北靑發）

▲賊二百と戰ふ

十六日夕賊魁辛景七の率ふる賊團海州郡彌勒面下二里に在りとの密告を受けたる當地守備隊長以下兵十五名は當地警察署警部以下二名と共に討伐に向ひ十七日午前同地洞峴村に於て賊徒約二百名と出會し其の二十餘を殪し餘は潰走せしむ（十八日海州發）

（雜報）

●地方邦人官吏の反目

各地方に於ける內部度支部軍隊警察裁判官等の邦人官吏は互に相反目し其影響公務に迄及ぼすとの報昨今頻々として來る因に某地方に於ける法官の如きは過日〇〇の爲に毆打せられたるも曲彼にありとの故を以て現任地に止まる能はざるに到れりと云ふ

●釜山土地持恐慌

東萊府牧場地及草梁釜山鎭牧の島佐須土原等に從來明かならざる所有權の下に土地を占有せし釜山の土地持等は今回宮內府及度支部より所有權の實地調査を受けたる處中には隨分物議の種ともなるべきものあるを以て目下其關係者間に恐慌を起したりと云ふ

●韓皇の苑內逍遙

韓皇は十八日午後五時五十分皇后と手を携へて通明殿の後苑に出でられ閔侍從卿其他女官等を從へさせられ各處を逍遙され一時間の後入御あらせられたりと

●嚴妃の怪我

去る十三日夜嚴妃は惇德殿夜會へ臨席の際稍丁の不注意により擦過傷を受けられたるが其後の經過に就き聞く所によれば怪我の當夜は別段痛み等のことなかりしも其翌日より右手の甲に鬱血を見上下にも差支へらるゝ樣子且つ右の腰部に多少の疼痛を感せられ夫れがため典醫の醫藥を求められたる上別段の用なきときは就床を好まれ十七日迄時々就床せられしが十八日は全快せりとて平常の如く起居せらるゝと云ふ

●兩大臣の歸城

金泉に出張中なりし總理大臣李完用、內部大臣任善準の兩氏は昨日午後歸城せり

●森林法附屬法規

曩に發布せられたる韓國森林法の附屬法規中部分林規則は本月十八日を以て公布せられしが同法第二條に協定せる國有林山野の賣買、讓與、交換又は貸付及び國有森林產物の賣却に關する規定及び森林法施行細則は近々の內勅令又は部令を以て發布せらるゝ筈なりと云ふ

●天日製鹽事業

未墾地利用法發布以來天日製鹽業經營の目的を以て未墾地利用を出願せる者多數ありし由なるも當局者は天日製鹽に關しては目下韓國の鹽業政策調査中にして當分許可せざる方針なりと云ふ

●拓植會社と韓人重役

拓殖會社が韓國へ若干の邦人を渡航せしむべしとありたる爲め種々揣摩臆說する者あれどこは農園其他に使用すべきものにして其數極めて僅少なりと尙洩聞く所に依れば愈々同會社設立の日には韓人を重役に推薦すべしと云ふ

●暴徒鷄島を襲ふ

光熙門外にありて京城を距る二里强漢江の沿岸なる鷄島に一昨日午後十二時頃暴徒三百名襲來せりとの報あり詳細は次號に報道すべし同島は京城水道會社の水源地にして又た模範園藝場あり邦人も多數住し居れり

●賊京城にて銃を購んとす

京畿道高陽郡中面白石里農當時京城北署孟峴李一求方止宿金昌植（三十）平安北道寧邊郡梧星面松江里兩班農當時北署孟峴李一求方止宿韓元泰（三十）京畿道楊州郡白石面古靈里李起商（三十）は過般より京城に入り込み窃に銃器を購入せんとしつゝあるを其筋にて探知し之を逮捕せり聞く處に依れば首魁許爲の部下の者なりと

●暴徒討伐情報（軍司令部着）

△信川守備隊報告　黃海道信川守備隊より出したる下士以下四名は三月八日同地西南方約二里の村落に於て七八名の賊を襲ひ五を殪し二を傷く

△咸陽守備隊報告　慶尙南道咸陽守備隊より出したる特務曹長以下七名は三月十四日安義西北方六里の地に於て約百の賊と遭遇し交戰四時間に亘り五名を殪し之を潰亂せしむ

△橫城守備隊報告　江原道橫城守備隊より出したる討伐隊は三月十四日同地東北方約四里に於て約百の賊を襲ひ其三十二を殪し十九を傷け銃器十八を獲たり

●消火栓の契約

京城韓人町の側に設置せる消火栓につき丸山總監は水道會社と契約を締結し一ヶ年五千圓の支與をなすこととなりたりと云ふ

●大韓殖產奬勵會役員

過日組織せられたる同會の役員は左の通り決定せり

會長閔泳綺、副會長李圭完、顧問高橋章之助、顧問大垣丈夫、監督服部饒之助、總務趙鎭夏、副總務李觀夏、庶務課長南順吉、會計課長金京煥、支部長李敏稷、學務課長尹讃、編輯課長趙忠夏、農務課長柳錫用、林務課長尹鐵夏、工務課長韓成奎、商務課長安鏞濊、園藝課長申斗興、水產課長洪元杓、礦務課長洪鍾萱、設計課長上原恕助　評議長申應照　評議員十五名　幹事長金益昇　幹事二十名

●仁川第二公園附議

仁川民會にては本日第二十三回民會開會の筈なるが同會開會前に於て第二公園設計調査委員會を開き種々打合せし上民會に報告附議する豫定なるが多分實行委員附託となりて不日一部着工の運びに至るべしと

●徵兵檢査日割

本年度徵兵身体檢査は來る四月一日より同五日に至る間京城南山町本願寺別院に於て施行すること既報の如くなるが其日割を聞くに左の如し

月日	區分	摘要
四月一日	京城在留者	出願後住所移動者をも含む
二日	同	
三日	京城在留者	
四日	仁川在留者	
五日	仁川在留者	

●仁川穀物輸出狀況

解氷と共に穀物の集散著しく增加せるが殊に本年は一昨年及昨年の豐作尻を受けたることなれば出廻りも可なりの活況を呈すべしと雖も昨今未だ地方騷擾の全く鎭定せざる爲め暴徒の掠奪を恐れて回送し來る者尠きも孰れ鎭靜の曉には入津も活潑となり市況頗に振興すべきや勿論なるべし客月中の仁川穀物輸出高を擧ぐれば左の如し

玄米	千十八石
白米	四千四百石
大豆	六千八百七十二石
小豆	四十七石
大麥	百石
蕎麥	百一石
計	一萬五千五百三十七石

尙昨年並に一昨年の全額を擧ぐれば

	三十九年	四十年
玄米	二六、九四六石	一二、三四八
白米	一七、四一二	八二、四五一
大豆	一四八、三六一	一二、〇八四
小豆	二、九一六	三、二九八
荏子	二、〇〇四	一、一五四
綠豆	一八	一、〇九九
小麥	一、五九五	九、一六二
雜穀	一九三	七八四
合計	一九九、四四六	三四二、五一三

●清津開港と航運業

四月一日に開港せらるべき北韓清津港は目下切りに稅關及び倉庫の新築中にて果して豫期の如く四月一日に開港すべきやは疑問なれ共兎に角同港は新に世人の注目を惹きたるに相違なかるべし同港より約八里程の羅南に於ける吾が師團新設は將來の發展に對し最大の原因たるべく去る二月二十日陸軍運輸部にて入札に附せし同航路に對する半御用船は去る十三日開札の結果從來二分一船腹供用の約なりしを三分の一に改め社外船加賀丸、第二南越丸、第三琴平丸の三隻を以て之に充て谷道回漕店に於て是れが取扱ひを爲す由なり而して其の航路は門司、釜山、元山、西湖津、新浦、城津、漁津を經て清津に至るべく目下建築材料若くは軍需品の輸送相應の數量ありと言へり而して從來元山に於て積卸せし貨物の大部分は勢ひ清津に於て爲さるべきにより元山の富は將來清津に集中するの理となり其の中間諸港は從つて打擊を受くべく殊に現今關東地方の秩序恢復と共に邦人の同地方に入込むもの非常に多ければ清津は鐵道便により會寧を經て同所に達するの要衝として將來頗る有望なり左れば同港に於て相當の設備を完からしめなば對浦鹽政策上より言ふも大發展を促すべき土地柄とて過般來大阪商船に於ても元山線をして清津迄延長の目的を以て視察員を出張せしめ郵船は現に命令航路として弘前丸を以て門司、釜山、元山、城津を經て浦鹽に到りしを更に清津に寄港せしむるの計劃ありて目下元山支店をして之が調査を命じつゝありと云ふ

●滿洲の軍票流通額

現在滿洲軍票流通高四百十八萬四千四百六十五圓にして內銀行及び金庫持高二百七十三萬六千二百二十七圓又市場流通高百四十四萬八千百三十八圓又正金銀行券發行高四百一萬二千八百二十五圓同市場流通高二百四十二萬五千二百七十二圓而して軍票は一圓以下の小札のみ市中に散布し居れり軍票及び銀行券をも合せ市中に流通し居るは合計三百八十七萬三千四百十圓なり外に金券の滿洲流通高百萬圓位ならんといふ

●群山移住者の減少

一昨年以來非常なる勢力を以て增加しつゝありし當地の人口は去月以來皆無といふべき程に減少し目下船舶入港に際し當港に上陸する本邦人は五名乃至三名（新住者）にて時には全然上陸客なき船舶もあり昨年春の每船二三十名の新來者に比すれば殆んど同日の談にあらず而かも此等上陸者は當地上陸後中多少は江景、全州地方にも入込むべければ當地に居住するものは去群者を差引き皆無と云ふの適當にて或は減少し居るやも計り難く現に去二月中民團に在留屆を差出したるものは僅に三十五名にて外無屆者を合するも去群者よりも多からざるべし然るに昨今に至りては在留屆以殆んど其跡を絕ちたる觀ありと

●仁川運送店の成績

鐵道管理局にて先月一日より承認貨物取扱人規則を制定し割戾法を新設したるより仁川運送業者が組合を組織したることは既報せし所なるが今仁川に於ける三承認運送業者の納金額を聞くに

二月中

仁川運送組合	八千八百十三圓九十二錢
日韓貿易	二百六十圓五十四錢
內國通運	二千五百四圓七十九錢

三月中十五日まで

仁川運送組合	五千〇五十九圓十錢
日韓貿易	三百九十一圓九十錢
內國通運	千二百十八圓六十六錢

右の統計によりて見る時は割戾法に預るものは仁川運送組合は一割、內國通運は七分にして日韓貿易は割戾を受くること能はずとなり

●鴨綠江の解氷

龍岩浦支所より鴨綠江解氷し流氷多き旨十八日電報ありしと云ふ

●大商臨時船大東丸

大阪商船の臨時船大東丸は昨日仁川に入港したるが其の揚荷は仁川揚六百噸京城直送貨百四十噸にして仁川よりは鎭南浦行雜貨八百個を積みて本夕か明朝南浦に向ふ由因に同船は積荷なき安東縣に寄港する筈なりと云ふ

●留送別會

京城憲兵隊にては不日隊員の大異動あるにより來る二十二日官舍に於て上は將校を始め下は卒に至るまで家族一同集合し最も打ち解けたる留送別の宴を張るといふ

●教育俱樂部延期

京城教育會附屬の教育俱樂部は本日愛國婦人會に於て開會すべき筈なりしが都合ありて來る二十六日に延期したり

●宮川牧師一行歡迎會

一昨日入京されたる日本組合基督教牧師宮川經輝、渡瀨常吉氏一行の爲め同教會に關する信徒は昨日午後六時より日の出町京城基督教會に於て歡迎會を催ふせり

●渡瀨氏歡迎會

元京城學堂校長たりし牧師渡瀨常吉氏は多年韓民の教育に力を注ぎ德望嘖々全校其の風を慕ひしが中途ある事情の爲め職を辭するの已むなきに至り爾來神戶に歸りて傳道事業に從事し居りしが今回ある所用を帶び來韓せらるゝ事となりしを以て卒業生一同は當年の恩顧に酬ゆる爲め着京早々光化門通りの惠泉湯に於て盛んなる歡迎會を催ふす由

●高等女學校入學生

來四月一日より開校すべき京城高等女學校にては目下生徒の募集中なるが木浦其他の地方よりの入學志願者續々ある由にて開校の曉は百名以上の入學者となるべし

●青年會演說會

十七日水典洞青年會場に於て七時三十分より開會日本人渡邊竹四郞青年と犧牲的精神との題にて演說し聽衆百余名九時三十分閉會

●在京韓人の雜誌發刊

米領布哇にある韓人等は自新報と稱する雜誌を發行し一般の同胞を警醒すと云ふ

●辭令

任統監府技手仁川理事廳在勤を命す（五級俸）（十七日）　下村省三

任理事廳副理事官敍高等官七等（十八日）　高橋守身

●韓官免官

十八日左の通り免官あり

依願免本官　洪州郡守　沈宜性

免本官　財務署財務官　本間九介

同　上　洪弼厚

●本間憲兵中尉

京城憲兵隊附屬に補せられ去る十八日久留米より留任せり

●女教師雇用

京城普通高等小學校にては昨日伊藤ヒデ子を教師に雇用せり

●十八日參內者

昌德宮計四十四人（內婦人十五人）重なるは義親王法部大臣趙重應承候官尹德榮同尹澤榮侍從院卿閔丙奭副卿李會九主殿院卿李漢蔵典膳司長金珏鉉典醫朴準承禮式官高義誠陪從武官張然昌侍從事龍漢小宮次官夫人皇后宮贊講光岡竹子德壽宮計八十四人（內婦人四十七人）重なるは義親王侍從院副卿李會九典醫金壁培掌禮金相昱侍從金永甲同金黃鎭等なり

近事片々

▲對韓　方針內輪揉の爲にグラ付とは何等の醜態ぞ今更拓植會社の妥協でもあるまい

▲井侯　歸京其上伊公と協議して纏めると擇り切たる問題まで私爭感情に依るは情無

▲伊公　好い年をして感情私怨の爲に駄々を捏るに及ぶまい韓國の拓植は急務で無か

▲一度　元老間に纏た斷を亦彼是言ふとは全體何の事だ元老元老なる者が一向謙らぬ

▲帝國　議會に其案を提出すれば別に相談も何も必要ない夫が爲の立法府也私爭無要

▲自分　の勢力が衰へるとて國家問題を彼是いふ伊公の虛榮心は每度乍ら困た者だ哩

▲統監　政府の振はない原因も茲にあるが、ウモ此儘には置けぬ起てよ十萬在留民諸君

▲現狀　態を看過するは在留帝國民の義務を缺ぐ大に叫で母國同胞の輿論を喚起せよ

▲苟も　現時の失政を慨するものは揮て起て最早默する時ならず義憤せよ在留民諸氏

▲辰丸　事件落着して林外相ホット一息議會に於て說明して氣焰を吐かむとは伊藤式

▲英誠　に突込れて冷汗をかいた粗忽さ加減を思つたら氣焰所かそこが林黨たる所以

▲獨逸　殖民鐵道布設費を一億五千馬克支出を議會に要求す何と云ても施設雄大なり

▲新興　の氣運旺盛なるは羨望すべし餘り功を急ぐ爲に火事盜外交を試み失策を招く

▲趙允　中と云ふ風流男平壤名妓嫁波を萬金もて妾とす宮內副官等屢々招く沖出所す

▲折角　手折し解語花を如何に役人と云へ招入て痴戲するとは何事ぞと姑氣天を衝く

▲百億　圓献納の請願を議會になし請願委員採擇す大阪兵器廠職工日下英男と云ふ人

▲其譯　は二千五百圓を献納し四百年手を付けず据置ば百億圓になると云ふ隨分奇拔

▲妻女　はアイヌを娶らむと大和民族の本元はアイヌだと云ふ點にあり一風變た男也

▲是等　が眞實の愛國者也眞面目に國を思はねば出來ぬ業斯る人には特待法を設けよ

事實談 花の根ざし（三）

粟嶽庵主人

花輪次郎は靜子の健氣なる言葉に勵まされて、模範殖民としての家庭を新に造るべく決心しぬ、さて之を實行するには土地を探ばねばならぬ、次郎が兼て目をつけていた所は、こゝから八里斗り隔つた所に恩津といふ邑がある、そこには次郎の計畫といふ牧畜場に適當なる廣び原野がある、土地は慈が好いとした處が、困るのは資本である資本のことについては靜子の兄進藤重次が心配して、自分の資本を分割して貸さうと云ふたが、次郎は其厚意を謝して、受けることは辭退した、それは青年が身を立てるのに他人の補助を受けるのは潔くないといふのである、獨立自働で美事に成効して見る考であつた、故にこの地に渡航してからも他日の地盤をなすため且つ韓語を覺へるため、韓人の子弟を集めて日本語を敎ゆる傍ら東洋の地理歴史等を敎て居る、然るに靜子が突然に來た爲に急に方針を變へねばならぬ、如何にせばやと獨り心を惱ませつゝある折、江景に居る友人が尋ね來り、次郎の撰める恩津に姜敬植といふ資産家ありて、其家の子弟は勿論邑の者にも日本語と日進の學問とを學ばせたし、それが敎師になる良き人を傭ひたしといふ、次郎ならば親切でよからう、それに恩津を望んで居る故双方の爲に都合よからむとの談話、朋友の厚意を謝し、妻もきたことなれば相談の上後より返事することゝした、この事を極るには素より老夫婦に相談してからのことだが、まづ靜子の意見も聞いて見ようと、其晩靜子と差向いになつたとき、

「靜さむ、僕の目的は日本に居るとき度々兄さんに談合つたから、能くご存じでせうが、今日來た佐藤君が談した恩津は、僕が住ふと思つて居る所だ、將來牧畜をするには適當の所だよ、靜さむはどう思ふ、韓人斗りの土地でも靜さむは行くかね」

靜子は矢張何時もの快活なる口調もて、

「妾、貴君の行く所なら何所へでも行きますわ」

「靜さむ、朝鮮の御飯食べられて」

「それは——妾自分で炊きますわ、ねーお米はあるでせう」

「ハヽアー靜さむも朝鮮の食物には弱ると見ゑるね」

「妾、あの臭ひがいやですわ」

「しかし靜さむの意氣込には感心した、丸で歌の通り、あのそら、深山の奥のその奥の竹の柱に茅の屋根手鍋提げてもといふ寸法だね」

「あら、貴君いやですよ、さう冷かしては……貴君それよりも、何時迄も靜さむ々て、他人の樣でおかしいわ」

「でもまだ許嫁といふ斗りで、結婚式を擧げないもの、なんだか極りが付ないから、こゝの老夫婦を媒酌人にして結婚式を擧げようぢやないか」

●屍骸を嫁に娶る　死人同士の結婚

明け暮れの小雨もいさゝか春の香をまじへて淋さまさる枕上わが子の亡靈にせがまれて歿後三年の死人を嫁に貰ひ受け結婚式を擧げたる珍談あり高知縣香美郡山南村冷地隅田榮顯（二十）と云ふは去る卅九年中ふとせし事より當時出征中なる軍人某の妻富士枝と道ならぬ戀に陷り情死を遂げたるは三年昔の如月の事なりしが其際榮顯の遺書に未來は夫婦の願を叶へ同じ墓地へ葬り呉れよと記しありしが世間の手前二人の屍体は引分けられて夫々祖先の墓所へ送られ手向の花の春秋を香の煙の墓なき噂を留めたりしが此頃にいたり夜な〳〵榮顯の幽靈兩親の枕元に現はれて[illegible]通り富士枝と添はせ呉れよと泣沈む樣の哀れなるも始めは心の迷ひとのみ思ひ居たりしが夜毎〳〵同じ夢の續くより兩親も不便におもひ同郡西川村なる富士枝の兩親に事情を打ち明け是非富士枝の亡骸を嫁に貰ひたしと再三再四の懇望に力折れ左程までの御心づくしお斷りするも如何と話が纏まり恰も十日は兩人の三週忌に當れるを以て婚禮の式を擧ぐる事となり手筈萬端整ひたれば親族隣家打集ひ羽織袴に引かへて降り來る雨に簑笠の出立も寂しく同村北なる富士枝が墓所にいたり墓地を發掘して亡骸を白木の長持に納め冷地村なる榮顯の墓所に迎へとり一つ墓所に埋葬して偕老同穴の願を叶へ戒名を併べて刻み檣の花に降る雨の袖濡るゝ一家親族無事結婚の式を擧たりとは哀なる事ごもならずや

●猛虎孝子を護る　平安北道寧邊郡北新峴面下ご云ふ所に李啓珍と云へるものあり早く父を喪ひしかば跡に殘れる母親を大事と心のあらん限り孝行を盡し居りし中天にも地にもかへ難き其母親も又假染の病に打臥しけるにぞ李啓珍は醫者よ藥と騷ぎ寢食を忘れて介抱せしも命數限り遂に歸らぬ冥途に旅立ちしより啓珍の嘆き一方ならず去りとて一たび逝きしものゝ如何に哀みたりとも蘇るべきさて漸く思ひ直して泣々野邊の送りも濟したれど世にありし母の俤は眼の前にありて去らず悲みのいや増さるのみ如何はせんと思ひつゝ風の日雨の夜も厭はず母の墓所に詣で在世に孝行の足らざるを詫びながら晝夜墓前に蹲居しつゝありしが何處よりか一頭の大虎現はれ出で死人の如くなりて墓前に額き居りし啓珍の傍に來りて蹲り終夜孝子の身を護りたりとは孝子傳にでもありそうな話なり

●小便の喧嘩　去る十八日午後八時二十分頃永樂町一丁目船井愛之助方前に於て喧嘩なせるより何事ならんと到り見れば明治町二丁目の測量業仁豊野利之といへるが愛之助宅の北側の於て小便を爲したるを愛之助が認め詰責せしに利之は强情にも此穢い序の所へ小便をひつたが何か糞でも放つてやるさいふより愛之助は承知せず引つ捕へて此の小便を舐れといひ利之は爍糞になつて死でも食へといひ途に双方立廻りとなつた爲へ巡査が巡回し來り利之に向つて説諭せしに貴樣は∃ボ巡か小便巡か先づ夫から聞かんと猛り出したるより巡査は何を猪口才なと言ひさま利之の腕を捻ぢ上げて警察署へ連れ行きたり

●家宅侵入　夜珠峴二十三統三戸朴明春（三十）は一昨夜附近の家に至り無斷にて温突に押し上り悠然と胡坐を搔いて長煙管を咬へてスパ〳〵吹かし居りしが夜にいたり此の家の主人が他より歸り來りしに見知らぬ男が奥の温突に傲然と構へ居るより不埒な奴と其の不都合を詰りしに朴は平氣なものにて貴郎の女房は俺れの情婦だ情夫が情婦の家に來て居るのに何に不思議な事があるかと啖呵を切りしより茲に双方一場の大立廻りをなせしが折柄巡回の巡檢が之を認め朴の不埒を叱りて立去らしめたり

氣焔錄

廢殿の利用

京城には景福宮を始めとして多くの無用なる宮殿がある是れを其の場所其の構造等によりて公園にするとか學舍にするとか集會所にするとかいふやうに利用したらば宜からう

●會社員の逃走　東洋火災株式會社の事務員緒田原辰次といへるは此程會社の金若干を拐帶して逃走したりと

●高麗燒發掘者處刑　高知縣高岡町の者にて青木由松（三十）といへるは曾つて當地に於て窃盜罪により處刑せられたることある者なるが又も去る三月十四日長湍郡松正面八里にて外一名と共に韓人金鐘大の所有にかゝる墳墓を發掘し銀製ピン一本文錢貳個高麗燒皿五枚水差一個を窃取したるにより一昨日理事廳裁判所へ起訴せられたり

●拘留と料料　福岡縣の者にて住所不定の苔川巖（四十）といへる者は去る十六日午後五時頃草洞の朴義秉方に至り强て合力を求めんとしたる廉を以て拘留十日に△永樂町二丁目の大分縣平民野上幸吉（二十）は去る十一日午後十一時頃自宅前の街路に放尿し居る所を巡査に認められ科料金三十錢に何れも昨日南部警察署に於て言渡されたり

●指環泥棒の處刑　去る五日御成町一丁目の下平米松方に於て純金指環貳個を窃取したる大分縣西國東郡舊野村平民當時本町七丁目國井健一方滯在山田武義（五十）は一昨日當地理事廳裁判所に於て重禁錮二ケ月監視六ケ月に處分せられたり

●ボヤ二つ　一昨十八日午後九時櫻井町五十九番戸太田正虎方の温突より出火し疊三尺四方を燒失せしが早くも氣付きて消し止めたり原因は放火ならんとの噂あり△同夜八時頃長谷川町一丁目清國人杏花春所有韓人烟草商成後成居住の宅より出火せしが是れも早く消し止めたり原因は温突焚火の不始末ならんといふ

●出火　去る十七日午後九時四十分頃西署盤石坊圖隁下百八十八統九戸盧德在方と隣家なる後白秀方との間より出火し今や大事に至らんとする所を附近の西部警察署の當番巡査が認め總掛りとなりて消し止めたり

中折帽子、靴下各種
ブローチ及ピン
○大割引販賣
キヤラコ各種
小供洋服各種

長谷川町一ノ四五
和加奈商會

本店 東京市日本橋區兜町
內地支店及出張所 大阪、京都、横濱、神戸、名古屋、四日市、下關、兵庫、伏見、大阪西區、東京新大阪町
韓國支店及出張所 仁川、釜山、元山、鎭南浦、木浦、群山、平壤、大邱、開城、城津、咸興、馬山、鏡城
淸國出張所 安東縣

株式會社 第一銀行韓國支店

電話番號 營業部 一一番 當直用 同 三三一番 營業部 國庫部 用度係 分析所 六一一番 六二一番 六二二番

總支配人 市原盛宏
副支配人 國庫部長 三島太郎
副支配人 調查部長 竹山純平
副支配人 營業部長 木村雄次

●大勉強廣告●
○うなぎ蒲燒○會席御料理
○うなどん○親子どんぶり
きく紋
本町座前大和湯向
電話九百五十四番

開店御披露
會席御料理
すし茶わんむし
今般新築落成仕候に付本月十日より開業仕候間續々御光來被下度奉願候
京城南山町三丁目
すし芳

歐米建築材料直輸入
○マルソイド便利瓦
○土居用P&Bフエルト
○防濕防寒P&B建築用紙
○アスフハルト各種
○銅鉄亞鉛打出天井蛇腹中心飾
○佛國製壁紙各種
○室內廊下敷物各種
○アルボリー石鹼卸

本店 東京銀座二丁目
京城永樂町二丁目
東京 京城 藤原支店
電話九五九番
支店 神戸北長狹通四丁目
同 淸國大連伊勢町九號地

齒科全般の治療
米國最新式義齒
京城本町八丁目(歡そば横町)
米國齒科醫學博士 女醫 中村安子

銀行一般の業務精々御便利に御取扱可申候
資本金三百万圓
本店 大阪市西區北堀江通五丁目
支店 釜山、仁川、平壤、鎭南浦、安東縣
株式會社 第五十八銀行京城支店
(電話五八番)

爲替取組先
內地 二十七ケ所
山陽道 十三ケ所
東海道 七十五ケ所
北海道 二十三ケ所
山陰道 五ケ所
西海道 二ケ所
韓國 十八ケ所
淸國 十三ケ所
臺灣 三ケ所

銀行一般業務精々御便利に取扱可申候
資本金 參百萬圓
積立及繰越金 八拾萬圓
京城南大門通(電話四二〇)
株式會社 十八銀行京城支店
本店 長崎市築町
支店出張所
韓國 京城、仁川、釜山、木浦、群山、元山、龍山、羅州
日本 大阪、熊本、佐世保、嚴原、五島、壹岐
其他日本韓國樞要地及露領浦鹽に爲替取引先あり
貯蓄預金 一口壹錢以上何程にても御預り申候(利息日歩壹錢四厘)
長崎貯蓄銀行代理店(十八銀行京城支店)

一各種石炭大販賣
大の浦塊炭
豆田塊炭
大辻塊炭
三池粉炭
ストーブ用として右三種取寄せ貯炭罷在り御希望に從ひ多少に拘はらず迅速御屆け可申上候
鍛冶用として貯炭罷在り多少に係はらず御用に應じ可申候
當社一手販賣炭左之通り
三池、田川、伊田、山野、金田、豆田、津波黑、藤棚本洞、大の浦五尺、大の浦三尺、笹原、滿の浦芳雄、大辻、白岩、柚木原、岸嶽等
三井物產合名會社
京城出張所(電話二十六番)
仁川出張所(電話六十三番)

緊急廣告
今般淸酒增稅案議會通過の爲め氣配昂進し釀造元値上げ致候に付不已得三月十五日より大樽一樽五十錢小賣一升三錢宛値上げ仕り候に付何卒事情御洞察の上不相變御愛顧願上候也
京城酒店組合
(いろは順)
本庄支店(電話六五四)
田中支店(電話七六四)
山邑支店(電話八四九)
前田酒店(電話一三七)
酒井酒店(電話六四)
平田支店(架設中)
瀨頭支店(電話二五〇)

御歳暮用大安物 御爲筋仕入品
直なしのまからず屋
寒さ暑さも彼岸まで……新柄友禪 廿五錢より四十錢
珍色襦子 片帶二圓より四圓 東京双子 三圓以內 尾州銘仙 五圓前後 新米澤上新御召
七八圓より十圓位 大將裏地 八十五錢より二圓五十錢位 美人裏地上同久留米絣二圓五十錢より九圓位
久留米縞 一圓五十錢より二圓五六十錢位 伊豫絣 二圓餘より三圓三十錢 中國絣 三圓內外 唐更紗
九錢より二十五錢 天鵞絨 三十錢 本ネル 四十五錢 綿ネル 十錢より二十五錢 英ネル 純毛
三十八錢 同じく混綿 十七八錢より三十錢位 其他種々新荷入着……春袷など
りとも單衣なりとも
京城本町三丁目
和洋 丸一 反物店
(電話六三五番)
前金御送附の外は代金引換小包郵便にて差上可申候
貸賣せずの即金取引店

木炭着荷
京城南大門通三丁目
英兄弟商會
電話九四八番

內外書籍新聞雜誌
和洋雜貨日用品
文房具學校用品
大阪朝日新聞 一ケ月四十五錢
同 毎日新聞 一ケ月四十五錢
京城本町三丁目
太平田商店
(電話百十五番)

諸衙官御用品調達
各學校用品調達
營業科目
紙類書籍 印刷附屬品 印刷インキ 防腐デシン 穀物食鹽 織物染料
并に
委托販賣
東京 合資會社アライアンス商會代理店
横濱 ビユームエンドライフ商會代理店
京百七六番 千代田生命保險相互會社代理店
東京 博文館發行書籍特約店
東京 金港堂發行書籍特約店
京釜 臺鹽合資會社食鹽特約店
藤田合名會社
本社 京城明治町二丁目(電話二〇三番)
出張所 東京京橋區南鍋町二丁目(電話新橋三九一六)

統監府
各官衙 御用
荷物荷造及運搬
伊藤組
本店 本町三丁目
營業部 明治町
伊藤友松
(電話七百三十二番)
(電話四十二番)

熊平製造金庫
東京 竹內製金庫
大阪二重扉並ニ回轉式 消火器
韓國販賣部
京城本町一丁目
熊平商店
電話六二四番

西洋御料理宴會
日本人俱樂部
京城南山町三丁目電話(一二三番)

每月廿日一割引
名物 二頭八錢
一名一口饅頭
一錢に四つ
御菓子製造大勉强
京城本町六丁目
二八堂

梅毒淋病
內科 外科
入院隨意
京城南大門外
戶田病院

本店 仁川理事廳通(電話三二一番)
原金旅館
支店 京城南山町(電話一〇七番)

日本澤庵
味噌醬油製造
乾物荒物鑵詰
銘茶食料雜貨
京城本町五丁目
漬物問屋 大上商店
(電話二五番)

諸官衙御用
印刻師
京城旭町一丁目
齊藤亭太郎

和洋御料理
並に
かきかまめし
外に洋食、すし
一皿ニ付金十五錢
京城本町五丁目釘本商店前入
やまづあ

日本郵船株式會社
仁川 瀛船出帆廣告
貨物及船客取扱店
仁川海岸通
郡回漕會
電話三九番
京城南大門通
巴商店
電話三〇六番
電話十番

◎釜山長崎門司神戸行
山東丸 四月十二日 後三時出
◎群山、木浦、釜山、門司、神戸、大阪行
第一オハヨ號 三月廿五日 後三時出
●鎭路丸 三月 後三時出
●大連、大沽行
高砂丸 四月九日 後一時出
山東丸 三月卅一日 後十時出
●大連、大沽、牛莊行
酒田丸 三月十九日 後一時出
●鎭南浦行
第一オハヨ號 三月廿二日 後三時出
●釜山出帆、元山行
弘前丸 三月 日

御注意
御乘船ノ際ハ稅關波止場ヨリ本船迄御送迎可申候送迎船ハ本船出帆ノ約五十分前ニ解纜ノ事